

## 研究会開催要綱

### 1 背景・目的

ブロードバンド化の進展により、国民生活や社会経済活動における ICT への依存度が高まる中で、ネットワークを通じてオンデマンドにアプリケーションソフト等の機能として提供する新たな ICT サービス(ASP(Application Service Provider)・SaaS(Software as a Service)等)の利用が進み、昨今は“Web2.0”といった新たな概念が生まれている。

企業等における ASP・SaaS の利用においては、システムの保守・運用・管理にかかる負担が軽減される等のメリットがある一方で、ASP・SaaS 事業者及びその関係企業において、企業等の膨大な機密情報・顧客情報が集積されることとなるため、ASP・SaaS 事業者における適切な情報セキュリティ対策の実施が重要となっている。

本研究会は、適切な情報セキュリティ対策が施された ASP・SaaS サービスの提供が促進され、ASP・SaaS が企業の生産性向上の健全な基盤となるよう、当該サービスの実態、セキュリティ対策の現状、今後の進展等を把握し、当該サービスの提供事業者が講ずべき情報セキュリティ対策を事業内容等に沿って検討する。

### 2 名称

本会合は、「ASP・SaaS の情報セキュリティ対策に関する研究会」(以下「研究会」という。)と称する。

### 3 主な検討事項

- (1) ASP・SaaS における情報セキュリティ対策の現状及び課題の把握について
- (2) ASP・SaaS 事業者がサービスを提供するにあたって実施すべき情報セキュリティ対策について 等

### 4 構成員

別紙のとおり

### 5 運営

- (1) 本研究会は、政策統括官(情報通信担当)の研究会とする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。
- (4) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (5) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときには、座長に代わって、本研究会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、必要に応じ、関係者等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 座長は、上記の他、本会の運営に必要な事項を定める。

## 6 庶務

本研究会の庶務は、情報通信政策局情報セキュリティ対策室が行う。

## 7 開催期間

平成19年6月から平成20年1月頃を目処に計5回程度の開催を予定。